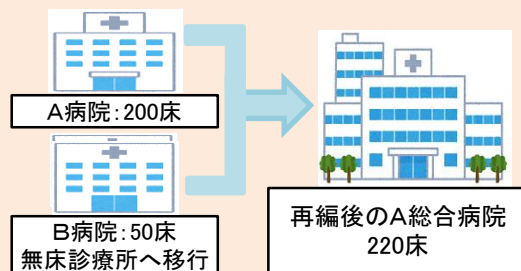


再編計画の認定について

1. 再編計画認定までのプロセス

再編を検討している複数医療機関



①再編計画を策定

③調整会議で協議し、合意

②地域医療構想調整会議に諮る

④地方厚生局へ再編計画を提出
(都道府県を経由)

⑤再編計画の認定

厚生労働省（地方厚生局長）

・提出された再編計画について、所定の要件を満たすものであるか確認を行い、適当であると認められる場合は認定を行う。

・再編計画の認定に当たっては、関係都道府県の意見を聴取する。

厚生労働省
地方厚生局

地域医療構想調整会議（各都道府県）

・提出された再編計画について、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するために適切に協議を行う。



・各都道府県は、地域医療構想調整会議において、再編計画の内容を確認するものとする。

⑥再編計画を認定した旨を
都道府県へ通知

2. 再編計画について

<再編計画に記載する事項>

- ・再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- ・再編の事業の実施時期
- ・再編の事業の内容（再編前後の病床数及び病床機能等）
- ・再編事業を実施するために必要な資金、不動産に関する事項

<地方厚生局長の認定を受けた際に受けることができる支援>

- ・当該計画に基づき取得した不動産に対する税制優遇措置（登録免許税、不動産取得税）
- ・当該計画に基づく増改築資金、長期運転資金に関する金融優遇措置